

参考資料

病院に関する主な構造設備の基準及び人員の標準

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
定 義	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床		感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
			1)大学病院等※1	1)以外の病院		
人員配置標準	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※2 4:1 看護補助者※2 4:1 理学療法士及び作業療法士 病院の実情に応じた適当数	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※3 4:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 4:1
	(各病床共通) ・歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者に対し、16:1 ・栄養士 病床数100以上の病院に1人 ・診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数 (外来患者関係) ・医師 40:1 ・歯科医師 病院の実情に応じた適当数 ・薬剤師 外来患者に係る取扱処方せん75:1 ・看護職員 30:1					

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

※2 平成30年3月31日までは、6:1でも可

※3 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1

病院・診療所・主な高齢者関連施設の比較

※ 人員配置は、いずれも入院・入所者数に対する比率。なお、診療所の一般病床には特段の定め無し。

		病院・診療所			介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		一般病床	療養病床			
			医療保険	介護保険		
主な人員配置※	医師	16：1	(病院) 48：1 (診療所) 1以上		常勤1以上 100：1以上	必要数 (非常勤可)
	看護	3：1	医療法施行規則本則上は4：1。ただし平成30年3月までは6：1。 診療報酬では療養病棟入院基本料2として25：1(医療法方式では5：1に相当)まで評価。	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で6：1と規定。	3：1 うち、看護が2／7以上	看護・介護職員が3：1以上 うち、看護は以下の通り。 0～30(入所者数。以下、同じ。):1以上 31～50:2以上 51～130:3以上 131以上:3+50:1
	看護補助・介護	—	同上	同上		
	OT、PT	—	(病院)適当数 (診療所) —	(病院)適当数 (診療所) —	PT又はOTが 100：1以上	—
	機能訓練指導員	—	—	—	—	1以上
	生活(支援)相談員	—	—	—	100：1以上	常勤1以上 100：1以上
	ケアマネージャー	—	—	常勤1以上 100：1以上	常勤1以上 100：1を標準	常勤1以上 100：1を標準
居室面積		(病院)6.4㎡/床※	・6.4㎡以上	・6.4㎡以上	・8㎡以上	・10.65㎡以上

※ 診療所と平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている病院の場合は、以下のとおり。

患者1人を入院させる病室:6.3㎡/床 以上
患者2人以上を入院させる病室:4.3㎡/床 以上

介護保険施設等の概要

		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)注1)	老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等) (注1)	認知症高齢者グループホーム
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設	認知症高齢者のための共同生活住居
医療	外付	・一部の医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術	・一部の検査、投薬、注射 ・一部の処置、手術	・専門的な投薬、注射 ・一部の処置、手術	・医学管理(在宅末期医療総合診療料を除く) ・検査、投薬、注射 ・処置、手術	・医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術
	内付	・一部の医学管理	・一部の検査、投薬、注射 ・一部の処置、手術	・基本的な検査、投薬、注射 ・一部の処置	—	—
人員配置	医師	必要数	100:1 (常勤1以上)	3人以上 (48:1以上)	—	—
	看護職員	0~30:1以上 31~50:2以上 51~130:3以上 131以上:3+50:1	3:1で看護・介護職員を配置(うち7分の2程度を標準)	6:1以上	50:1 (1以上)	—
	介護職員	看護・介護職員を3:1以上で配置	看護・介護職員を3:1以上で配置(うち7分の5程度を標準)	6:1以上	看護・介護職員を3:1以上で配置(1以上)	3:1以上 (夜間1人以上)
施設数		6,015	3,500	2,252	2,617	9,292
定員数		422,703	319,052	99,309	97,645 (注2)	132,069 (注2)

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

診療報酬の届出病床数(精神病床)

届出病床数 336,776床
(平成22年7月1日現在)

特定入院料
(155,392床)

看護師配置3:1以上
169,771床

精神病棟入院基本料
(178,102床)

特定機能病院
入院基本料
(3,282床)

精神科救急入院料 (77医療機関 3,977床)

2:1

精神科救急・合併症入院料 (6医療機関 276床)

2:1

精神科急性期治療病棟
入院料1 (274施設 13,794床) 入院料2 (22施設 1,122床)

2.5:1

3:1

認知症治療病棟
入院料1 (433施設 30,077床)
入院料2 (33施設 2,709床)

4:1

精神療養病棟
(836施設 103,437床)

6:1

2:1

10:1 (34病棟、1,361床※)

2.5:1

13:1

(平成22年から導入)

3:1

15:1

(2,710病棟、145,959床※)

18:1

(303病棟 17,655床※)

20:1

(153病棟 9,265床※)

特別入院基本料

(99病棟 5,521床※)

1.5:1 7:1

(7病棟 220床※)

2:1

10:1

(8病棟 261床※)

2.5:1

13:1

(平成22年から導入)

3:1

15:1

(84病棟
2,971床※)

医療観察法に定める指
定入院医療機関数
28か所 666床※3

急性期入院対象者入
院医学管理料

回復期入院対象者入
院医学管理料

社会復帰期入院対象
者入院医学管理料

小児入院医療管理料5
(360床※2)

特殊疾患病棟入院料
58病棟 3,059床※

精神科身体合併症管理加算
(1,001施設)

精神病棟入院時医学管
理加算
(251施設 43,500床)

※ 入院基本料の病棟数・病床数は平成21年6月30日現在(合計とは一致しない)

※2 平成21年6月30日の小児入院医療管理料3の届出数

※3 医療観察法に定める指定入院医療機関数・病床数は平成23年10月1日現在

上記以外は、平成23年10月5日中央社会保険医療協議会資料より作成

精神科入院に係る診療報酬と主要要件①

(平成24年)

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主要要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数
精神科救急入院料1	指定医 病棟常勤1名 病院常勤5名 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2名	・隔離室・個室が半数以上 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の6割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置・応急入院患者	3,462点(～30日) 3,042点(31日～)
精神科救急入院料2				・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者	3,262点(～30日) 2,842点(31日～)
精神科救急・合併症入院料	指定医 病棟常勤3名 精神科医 病院常勤5名 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2名	・合併症ユニットが2割以上 ・隔離室・個室又は合併症ユニットが半数以上 ・救急蘇生装置、呼吸循環監視装置等 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置・応急入院患者 ・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・身体疾患の治療のため一般病棟に入院した患者	3,462点(～30日) 3,042点(31日～)
精神科急性期治療病棟入院料1	指定医 病棟常勤1名 病院常勤2名 医師 48:1	看護 13:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1名	・隔離室を有する ・1看護単位60床以下	・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・3月以内に精神病棟に入院したことがない患者	1,931点(～30日) 1,611点(31日～)
精神科急性期治療病棟入院料2		看護 15:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1名			・他病棟入院患者の急性増悪例	1,831点(～30日) 1,511点(31日～)
急性期入院対象者入院医学管理料	指定医 病院常勤2名 病棟常勤1名 医師 8:1 過半数は常勤	看護(※) 日中1.5:1(概ね) 夜間6:1(最低3名以上)	(病床数が33床の場合) ・病床は全て個室(10㎡以上) ・診察室(最低2力所) ・処置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置) ・保護室(10㎡以上) 等	・倫理会議、治療評価会議、外部評価会議、運営会議等の設置と定期的な開催 ・情報管理 ・地域との連携体制 ・保護観察所等との連携 ・危機管理体制	・医療観察法により入院している者	6,680点(～90日) 5,510点(91日～1年) 4,920点(1年～)
回復期入院対象者入院医学管理料		OT、PSW、臨床心理技術者 病棟常勤5:1(概ね)				4,920点(～9月) 4,820点(9月～)
社会復帰期入院対象者入院医学管理料						5,820点(～180日) 5,510点(181日～1年) 4,920点(1年～1年180日) 4,420点(1年180日～)

※看護師数は、当該病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数に4を加えた数

精神科入院に係る診療報酬と主な要件②

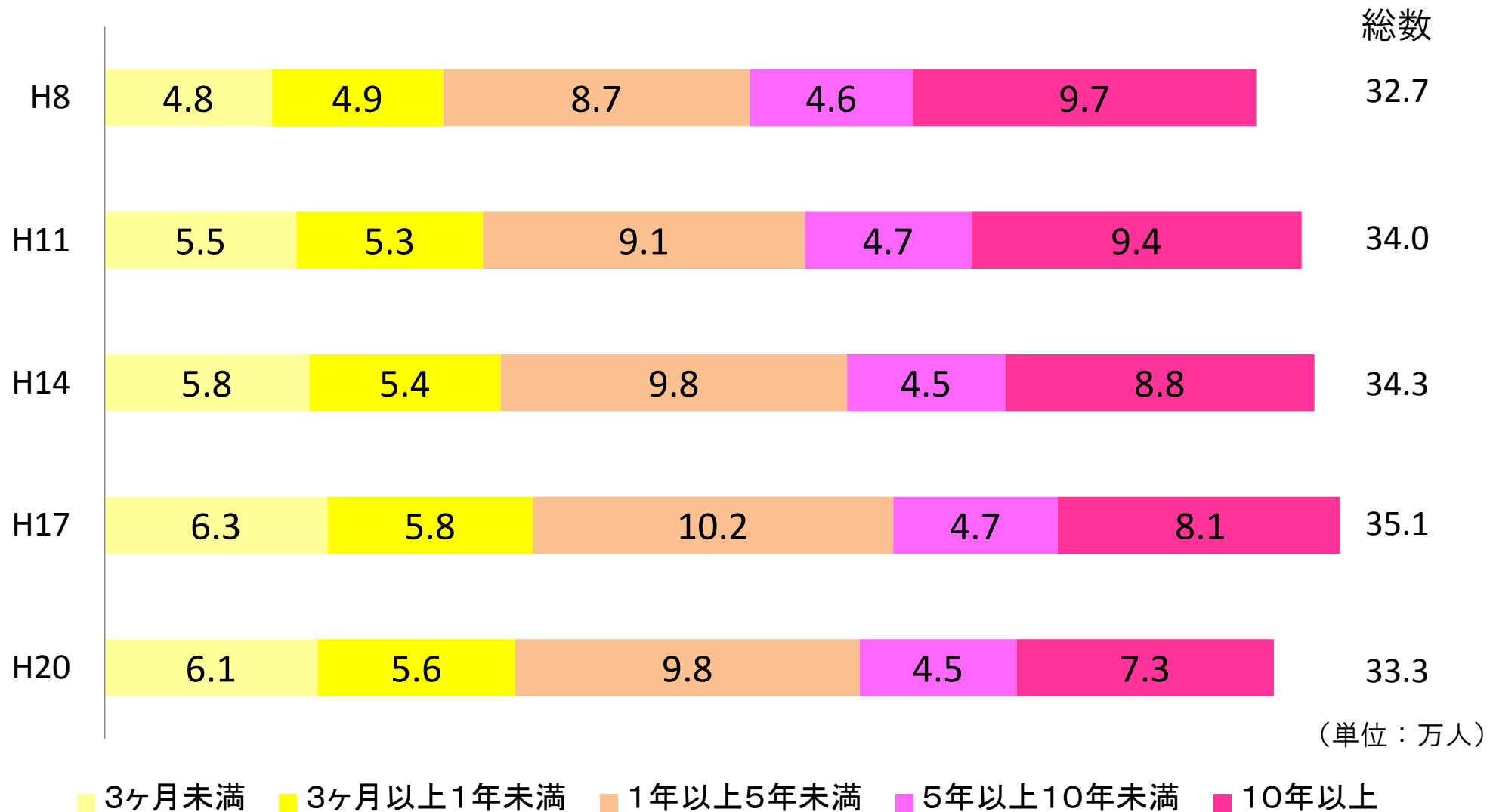
(平成24年)

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主な要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数	
精神病棟入院基本料	医師 48:1	看護 7:1 (特定機能病院のみ)	・特記なし	・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下	・精神疾患を有する患者	1,322点	※初期加算 465点 (～14日) 250点 (15～30日) 125点 (31～90日) 10点 (91～180日) 3点 (181日～1年) ※重度認知症加算 100点 (～3月) ※救急支援精神病棟 初期加算 100点 (～14日)
		看護 10:1		・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下		1,251点	
		看護 13:1		・病棟の平均在院日数80日以内 ・新規入院患者の4割以上がGAF30以下又は身体合併症患者 ・身体疾患への治療体を確保		931点	
		看護 15:1 (特定機能病院)	・特記なし			811点 (850点)	
		看護 18:1				723点	
		看護 20:1				669点	
		特別入院基本料 (看護 25:1)				550点	
精神療養病棟入院料	指定医 病棟常勤1名 病院常勤2名 医師 48:1	看護 30:1 看護・看護補助者を合わせて15:1 OT又は経験看護師 1名	・病室5.8㎡以上 ・1看護単位60床以下 ・1病室6床以下	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤 ・病院にOT室または生活技能訓練室	・長期の入院を要する精神疾患を有する患者	1,061点(GAFスコア41以上) 1,091点(GAFスコア40以下) 1,121点(GAFスコア30以下かつ精神科救急へ協力)	
認知症治療病棟入院料1	病院常勤1名 医師 48:1	看護 20:1 看護補助者 25:1 OT1名	・病棟18㎡／床以上を標準 ・デイルーム等 ・生活機能回復訓練室	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤	・集中的な治療を有する認知症患者	1,761点(～30日) 1,461点(31～60日) 1,171点(61日～)	※夜間対応加算 84点(～30日)
認知症治療病棟入院料2		看護 30:1 看護補助者 25:1 OT又は経験看護師 1名				・病棟18㎡／床以上を標準 ・生活機能回復訓練室	
児童・思春期精神科入院医療管理料	小児医療及び児童思春期の精神医療の経験を有する常勤医師2名(1名は指定医) 医師 48:1	看護 10:1 PSW及び臨床心理技術者 病棟常勤それぞれ1名以上	・浴室、デイルーム、食堂等を当該病棟の他の治療室と別に設置	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は病室	・20歳未満の精神疾患を有する患者	2,911点	

7



精神疾患による推計入院患者数 (在院期間別)

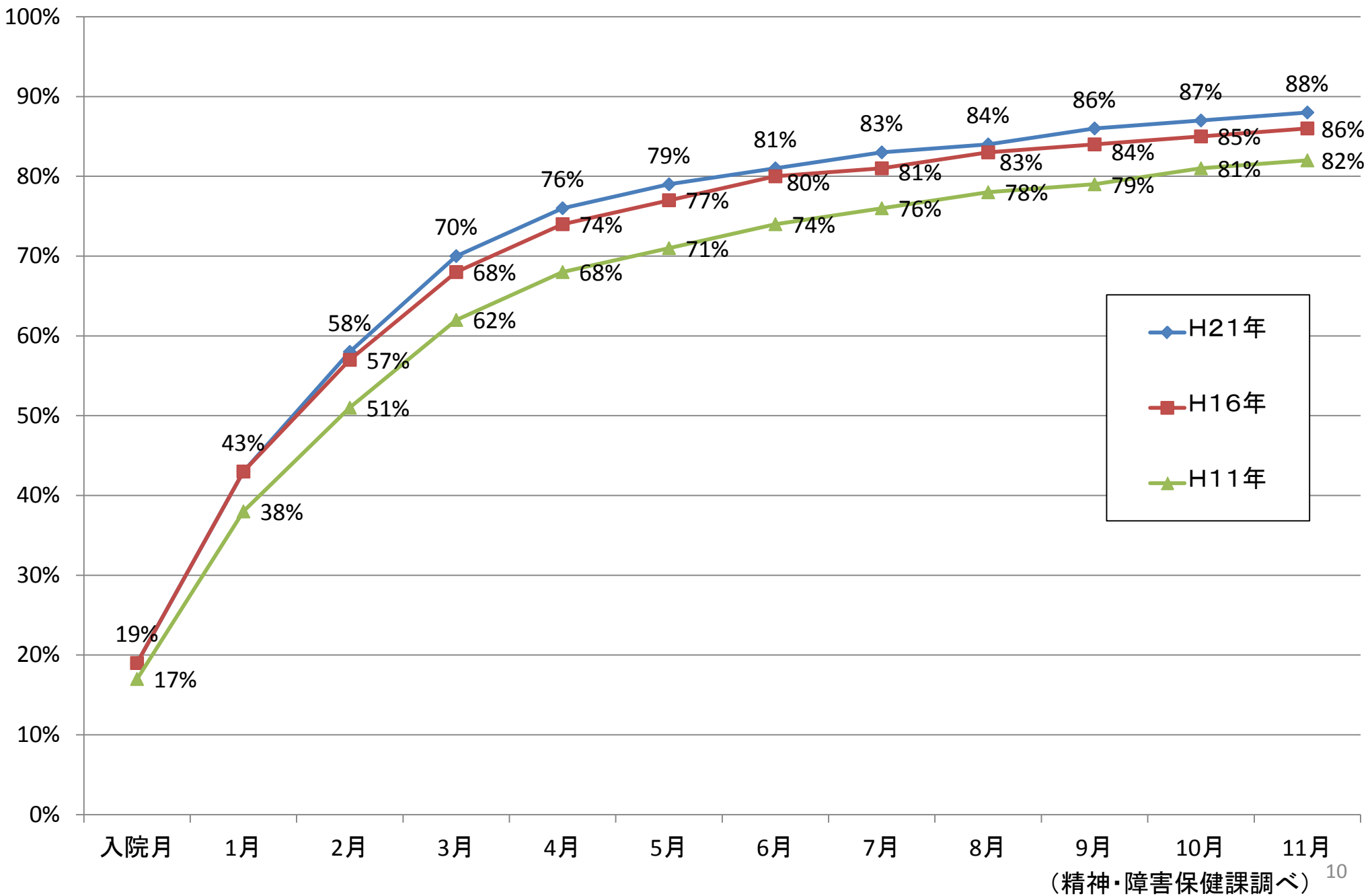


資料：患者調査

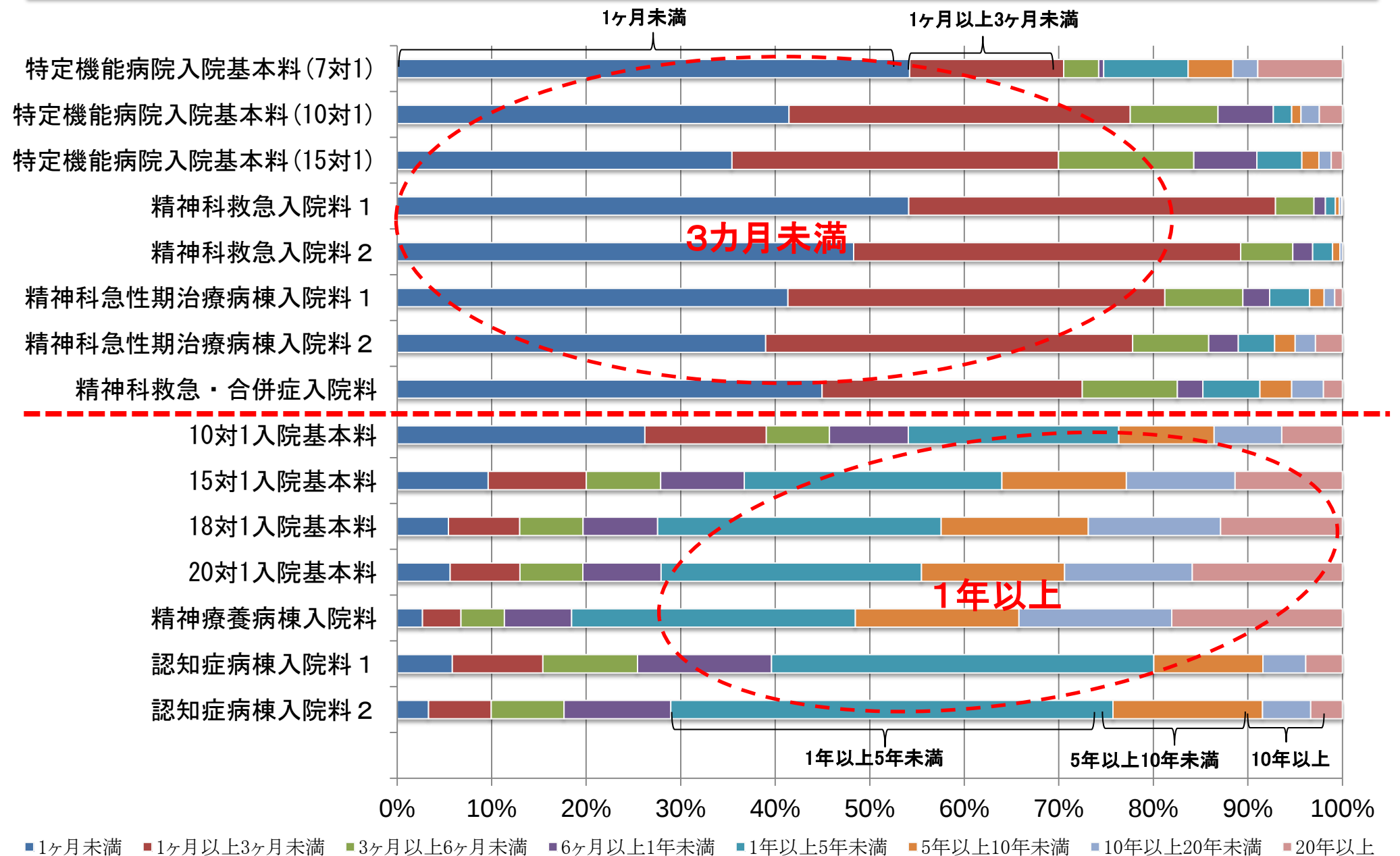
精神病床における患者の動態の年次推移



精神病床の退院曲線の年次推移



平成21年6月30日現在の病棟別・在院期間別の割合

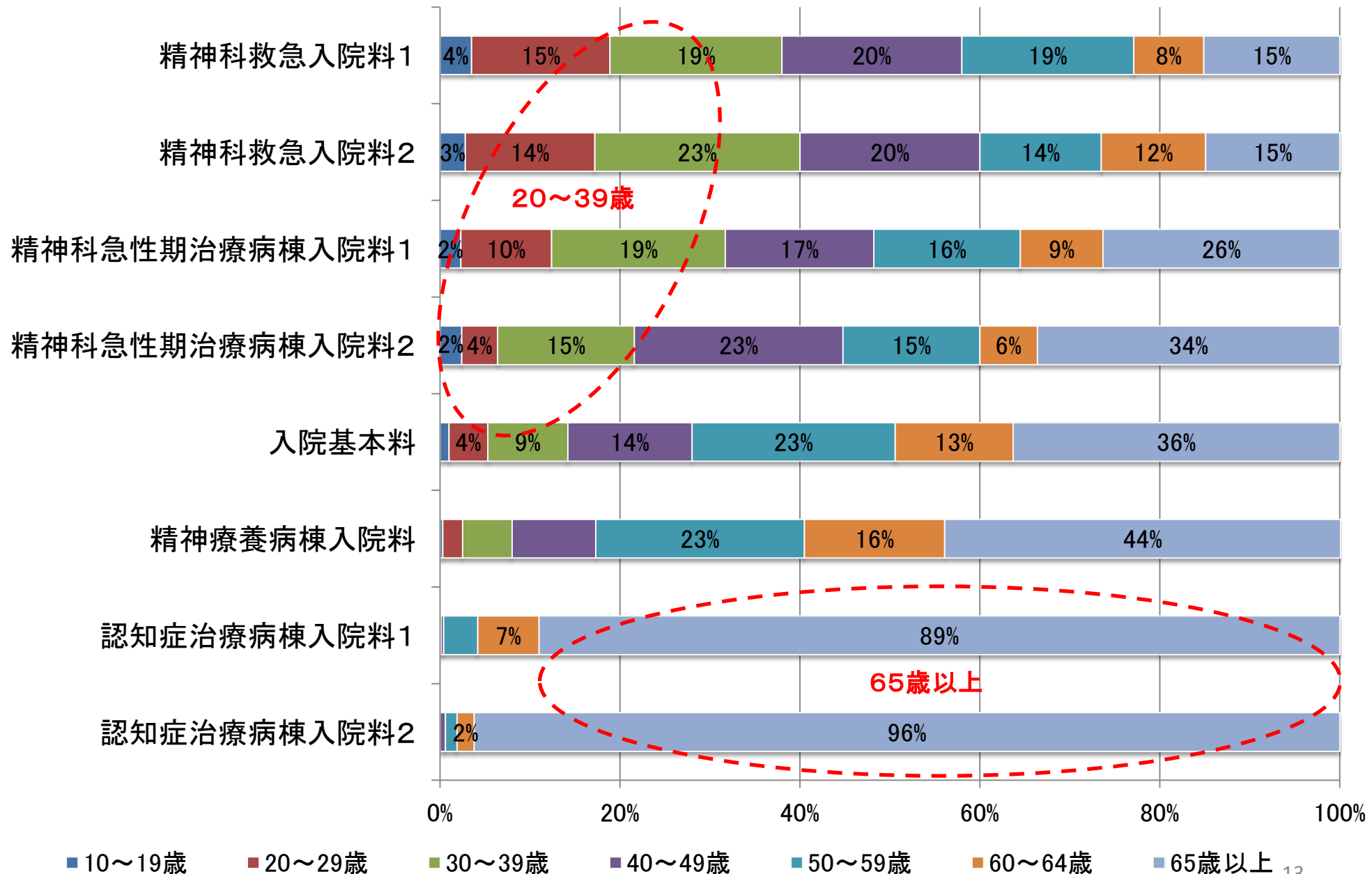


病棟種類別患者像(厚生労働科学研究)

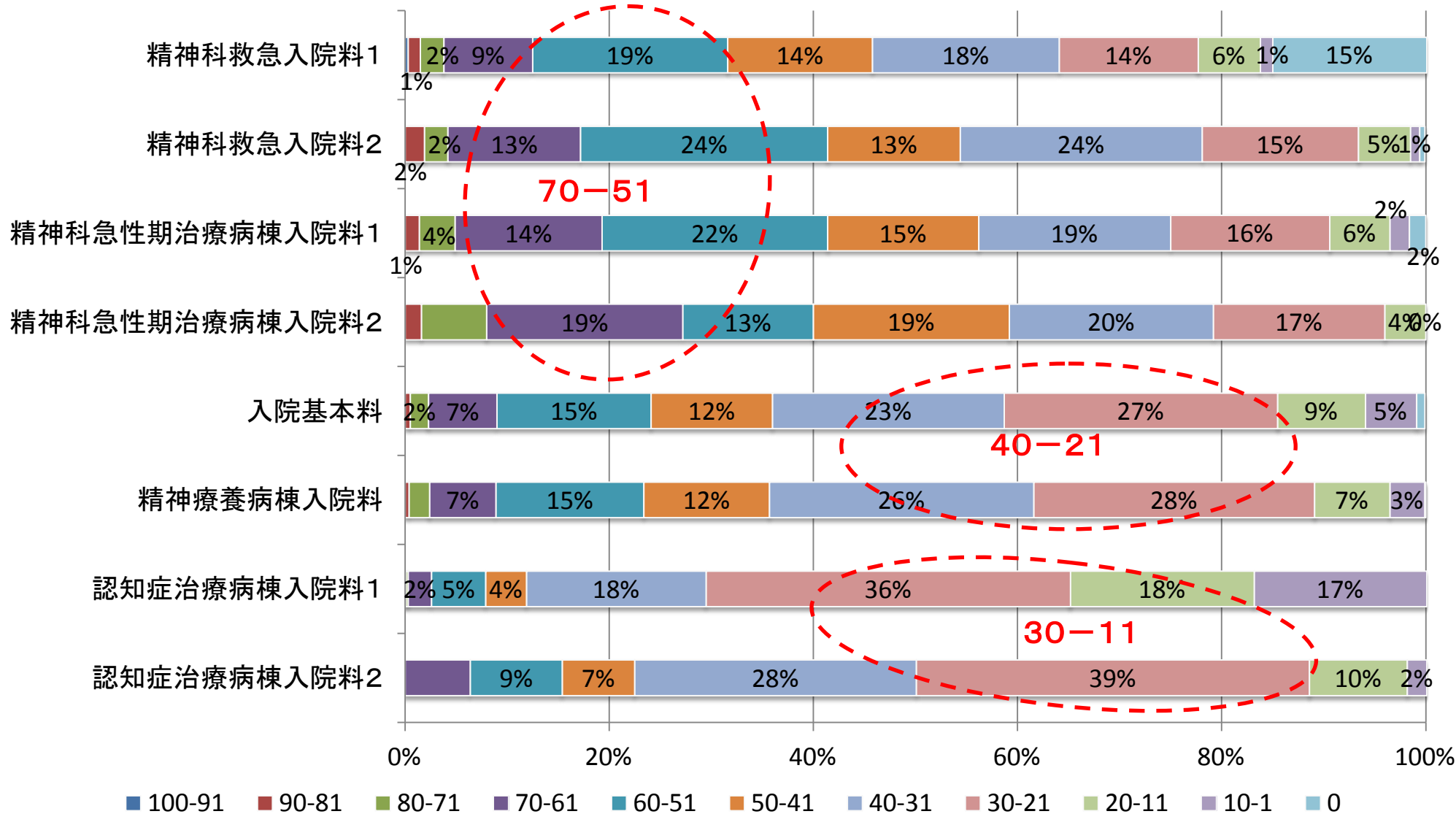
精神科病院の機能分化に関する実態の分析と方法論の開発に関する研究
(平成20～22年度 主任研究者 山内慶太(慶応義塾大学教授))

- ・概要:平成21年度 精神科の入院患者について、患者の状態像、ケア時間、レセプト等に関する調査を実施
- ・対象:102病院(民間90、自治体5、国立7)92病棟、分析対象 14, 591人
- ・方法:調査項目や手引き等について、信頼性の検証を行った上で、主治医と看護師を対象としたアンケート調査を実施。
また、1病院あたり3病棟を対象に、5日間タイムスタディ、24時間タイムスタディを実施。

病棟種類別年齢階級別入院患者割合



病棟種類別GAFの分布



GAF; 機能の評価を0～100点でおこない、社会機能、心理機能等を総合的に把握するもの。